

人材育成室研修の修了認定等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市職員研修規程（昭和56年船橋市訓令第2号）第11条に規定する研修修了の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績の判断基準)

第2条 研修修了者として認定される要件としての良好な成績とは、一課程の研修に係る全日程を出席し、かつ、定められた様式に基づくレポート等の提出物を、研修修了後、概ね2週間以内に提出したことをいう。ただし、全日程の4分の3以上を出席であり、かつ、指定された課題等の提出により、研修主管部長が、その者が得られる研修効果として十分であると判断した場合はその限りではない。

(修了証書の交付基準)

第3条 修了証書を交付する必要があると認めるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 研修を修了したことが当該職員の身分上影響を与える可能性が生じた場合などに、職員自身が研修を修了したことの証拠として修了証書を保持することが望ましいとき
 - (2) 研修修了者から交付の求めがあったとき
- (その他)

第4条 この基準に定める他、必要な事項は人材育成室長が定める。

附 則

この基準は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年3月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。